

令和5年度 第1回 総社市入札等監視委員会審議概要

開催日及び開催場所

令和5年6月1日（木）午前10時05分～午前11時35分
総社市役所西庁舎301（東）会議室

委員 委員長 黒田 直樹
委員 山田 孝延
委員 山本 愛子 3名中全員の出席であり委員会は成立

次 第

- 1 開会
- 2 議題

(1) 報告事項

- ・審議対象期間の契約状況について

(事務局)

この期間内の対象案件は103件となっています。そのうち各課で契約している委託料・修繕は71件でした。審議案件にもなっておりますが、観光プロジェクト課の国民宿舎サンロード吉備路の修繕業務が増加しています。建設工事・建設コンサルについては32件で、前年の同時期より4割の減少となっております。地域応援課、土木課の発注工事が減少してしています。年度末でもあり工期の確保からもこの時期の発注が少ないのは好ましいものと考えます。

(2) 審議事項

- ・審議対象案件の審議

(事務局) 審議案件の選定について、当番の山本委員より説明をお願いします。

(山本委員) 今回は8件です。

交通政策課の車両のラッピング業務と観光プロジェクト課のロールスクリーン取替修繕については、いずれも予定価格と比較して落札率が50%以下とかなり低いので、その理由などを確認しようとするものです。

国民宿舎サンロード吉備路のタイル等修繕については、予定価格が随意契約の上限である130万円に近いことから、予定価格の設定方法について確認するもの。また、同じく国民宿舎サンロード吉備路の客室ファンコイル取替修繕については、9月に12部屋を取り替えし、今回16部屋の取り替えを行っていますが、前回と今回と分けた理由、また随契理由も前回とは変わってるのでそのあたりを確認したいと思います。

契約検査課の関係では、新庁舎の関係の工事3本が議決により本契約となりましたので、6号随契としている監理業務合わせて、入札の状況等について説明いただきたい。

抽出案件（審議順）

| | | | |
|----|------|------------------|--|
| | 契約方法 | 担当課 | 工事又は業務名 |
| 委託 | 指名競争 | 交通政策課 | 総社市新生活交通「雪舟くん」ラッピング業務 |
| 委託 | 随意契約 | 観光プロジェクト課 | 国民宿舎サンロード吉備路 コンベンションホール 玄関タイル等修繕外2件 |
| 工事 | 指名競争 | 建築住宅課 (財産管理課) | 総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【建築主体 工事】ほか2件 |
| 委託 | 随意契約 | 建築住宅課 (財産管理課) | 総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事監理業務 |

委員からの意見・質問、それに対する回答

| 委員からの意見・質問 | 担当課の説明・回答 |
|---|--|
| <p>○総社市新生活交通「雪舟くん」ラッピング業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約してから実際の工期はどのくらいか。 ・何年かごとにデザインは変更するのか。 ・デザインは前とは違うものか。 ・参考見積はどこから取ったのか。 ・参考見積は1者からしか取らないものなのか。 ・内容は前回と一緒か。 ・落札率が低いが予定価格はどうやって決めたのか。 | <p>(交通政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総社市新生活交通「雪舟くん」で使用される車両に、市が別途提供するデザイン案を基に、データの作成、ラッピングシートの製作、施工を行なうもの。指名業者については、総社市に物品の入札参加資格申請している者のうち市内に本社のある看板施工業者とし2者から見積を取っています。 ・12月に発注して3月末に完成した。 ・車両を6年間使用する予定にしているため、ラッピングも6年は耐久できるように仕様書に記載しています。 ・違うものです。 ・今回落札できなかった業者から参考見積を取っています。 ・業務内容にもよります。今回は前回のラッピング業務の落札者である業者から参考見積を取りました。 ・ほぼ同じです。金額は前回の参考見積の方が安いです。 ・予定価格は令和4年の予算取りの際に事前に参考見積を出してもらい、それをもとに予定価格を算出している。過去の入札時の事前の参考見積と実際の入札時の実績を参考に予定価格を設定しています。 |

| | |
|---|---|
| <p>・参考見積は少し高めに出てくるのか。</p> <p>○国民宿舎サンロード吉備路 コンベンションホール玄関タイル等修繕</p> <p>・この施設はできて何年になるのか。</p> <p>・かなり修理が必要か。</p> <p>・指定管理者が修理する部分は決まりがあるのか。</p> <p>・タイルの修理は18㎡だけか。</p> <p>・1者目の見積書の中で境界ブロック・復旧の項目に金額の記載がないが、当該作業の内訳として、その下に材料代とか施工費、諸経費の記載があるという認識でよいか。</p> <p>・今回落札した業者はこの施設の修繕をよく行っているのか。</p> <p>・見積もりは予定価格の設定後にできたものか。</p> <p>・予定価格と契約金額があまりにも近いが、参考見積の業者が落札業者となったということか。予定価格はどのように設定したのか。</p> <p>○国民宿舎サンロード吉備路 305室ほか客室ファンコイル電動弁取替修繕</p> | <p>・経験上でいうと実際は参考見積よりも下がる傾向があると思います。</p> <p>(観光プロジェクト課)</p> <p>・国民宿舎サンロード吉備路 コンベンションホール前の玄関タイルの一部に経年劣化等による浮き、割れが見られるため修繕を行いました。併せて玄関タイルと構内道路との境界付近にポールコーンを等間隔に5本設置するとともにベーカーリー通路の境界ブロック部の復旧を行うものです。</p> <p>・平成15年からですので約20年になります。</p> <p>・施設が老朽化していて、修繕箇所がいろいろできています。</p> <p>・20万円未満の少額の修繕は指定管理者で行っています。</p> <p>・特にひどい部分だけ今回修繕しました。</p> <p>・その通りです。</p> <p>・行っています。</p> <p>・そうです。</p> <p>・サンロードの修繕として3ヶ所のそれぞれの参考見積を取ったが、全部合わせて施工することで工賃等も多少下がるであろうという見立てができたので、まとめて発注しました。参考見積書3件をそのまま足し上げると137万円になるが、まとめて施工することで諸経費とかが抑えられて130万円は下回るだろうということで予定価格を設定しました。</p> <p>(観光プロジェクト課)</p> <p>・全く作動しない305室のファンコイル電動弁に加え、経年劣化による動作の遅延や空調の機能低下がみられる電動弁の取替修繕を行った</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>・今回の取替箇所は、前回取替したとき以降に不具合が発見されたものか。</p> <p>・前回と今回とで随契の理由が異なるのはなぜか。</p> <p>・随契の理由が複数あるときは、主たる適用条項だけを記載するのか。</p> <p>・この取替修繕はまだ続くのか。</p> <p>・修繕が必要となる箇所について、あらかじめ業者とか単価を決めておくことはしないのか。定期的なものはその方が安くないか。</p> <p>・修繕の計画はあるのか。</p> <p>・建物の故障を予防するための修繕は、見極めが難しいが、計画を立てて進めていただきたい。</p> <p>○総社市まちかど郷土館ロールスクリーン及びレースカーテンの取替修繕</p> <p>・見積書の提出のあった業者のうち、名前が似ているものがあるが、関連会社か。</p> | <p>ものです。</p> <p>契約の相手方は、日常管理を行っており、設備並びに施設稼働状況を熟知していること、また令和3年度と令和4年度で頻発した電動弁の故障全て確実に修繕してきたことから履行期間の短縮及び経費の削減が期待できるため、1者随契としました。</p> <p>・そうです。前回取替の際には稼働できていたが、今後交換が必要な箇所を聞いており、年末にかけて作動しなくなったり機能低下したりしたものがあつたので取替を行うこととしました。</p> <p>・前は空調が効かなくなったのが夏だったので、宿泊に支障をきたすことから緊急性があるということで5号随契としました。</p> <p>今回はそこまでの故障ではないので随契の理由を変えました。</p> <p>・そうです。いずれか1つを選びます。</p> <p>・令和3年度と4年度で全箇所取替が完了しました。</p> <p>・していません。修繕が発生する毎に業者を決めています。通常の保守は業者を決めており、業務の範囲の中で取替を行っているものもある。</p> <p>・ちゃんとした長寿命化計画といったものはありません。</p> <p>・建物のどこが修繕が必要かを昨年度に調査したので、予算の都合もあるが、現場の状況を確認しながら、今後修繕を考えていきたい。</p> <p>(観光プロジェクト課)</p> <p>・まちかど郷土館展示室のロールスクリーン及びレースカーテンが経年劣化し展示品に支障をきたすため、修繕を行ったものです。</p> <p>予算取りのための参考見積書をもとに予定価格を定めておりましたが、参考見積書を徴した業者以外の業者から低い価格の見積書が提出されたために落札率が低下しています。</p> <p>・いいえ違います。</p> |
|--|---|

・見積書の金額が業者によって倍近く違うが、想定したところが違ったのではないか。

・本業ではない者だったのか。

・安い価格での契約となったが、希望どおりの出来上がりとなったのか。

○総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【建築主体工事】ほか2件

・入札業者に市内業者は何者いたのか。

・1社は市内業者をいれるような条件をつけたのか。

・少なくとも1者はと。

・総合評価方式と一般競争入札の方式があるとの説明だったが、どちらでもいいのか。

・金額以外の要素はないのですか。一定の要件をクリアすればよいのか。総合評価のほうがよかったのでは。

・国交省だと総合評価の委員会がある。どういう配点にするとか。実績も必要だが技術的に難しい場合にはどういう提案をしてもらうか評価項目

・参考見積を徴した者はこの施設の修繕をよく頼んでいたこともあり、実際にカーテンを専門に扱う者とは金額に開きが出たと思います。

・施設の修繕をよくしてもらっていたので、建物関係ということでお願いをした。業種では少し違うかもしれない。

・希望どおりでした。

（建築住宅課・契約検査課）

・今回の入札方法について、価格競争の一般競争入札であり、共同企業体の組み方は入札後決定方式による3者JVです。9月に開札したが建築は全者辞退、電気は全者失格、機械は落札者が決定しました。改めて設計を組みなおし12月に開札したところ建築も電気も落札者が決定しました。

・今回は入札後にJVを組む方式としましたので、この入札に構成員として参加したいという名乗った者でいいますと、建築工事は3者。電気工事が2者。機械工事が4者になります。契約したのは建築が市外の大本組・梶岡建設に市内の土井建設のJVです。電気が市内に営業所のある準市内の中電工に市外のカジノンに市内の山陽電設。機械が市外の朝日管工・信江工業に市内の秋山設備となっています。

・そうです。

・2者でも可でしたが、いずれも1者でした。

・そうです。建築工事は1億以上、その他の工事は4000万円以上で一般競争入札というのはありますが、総合評価にはそういった基準がなく総合評価方式も選べるというものです。他の自治体は金額で基準をつくっているところが多いかと思います。

・あまりに安すぎると失格になることもあります。

・総社市は配点とか内容について、県の建築営繕課長と国道事務所の品質管理官にこういう内容で評価点や実績をみていると審査していただく

をつくる体制をとっている。技術が必要な道路とか橋とか。

・平成 30 年の工事は総合評価にしたのに、今回しなかったのは、評価が難しいのか。ほとんどの者が同じ点数だが。

・この時の工事はペーパーで評価の判断できるもの。技術評価がでてくると他の方の審査が必要。

・これだけの規模だから価格だけで決定するのはどうなのか。価格以外の要素を判断材料にできなかったのかなど。そういう取り組みのほうが実際の出来栄とか。金額でみるとほとんど変わらない。仮に金額だけでなく内容的に 2 番目の者がよいとなれば変えることができるのか。ある程度の金額以上という基準をきめて、根本的な話になるんですが、一般的な感覚からいうと違和感がある。

・入札方式をきめる際の市内業者の参入しやすさと入札までの期間を考慮したという説明であったが、総合評価だとかなり延びるのか。

・半年延びるということならわかるが、半月ならいいのかと思ってしまうが。

・市内業者の参入のしやすさということで、市内業者の点数を高くすれば総合評価でも出来そうな気がするが、そういうことはできないのか。

・それで総合評価とすればよかったのでは。

ことになります。岡山市さんはこういった形をとられて総合評価にされています。

・代表者になる業者の点数はほぼ一緒でした。

・総社市は特別簡易型という方式で、市町村が総合評価をやりやすくするための一番簡易なものです。企業の同種工事の実績ですと、建てようとする建物の面積以上の実績があれば満点とか。半分以上の面積だと 2 点ですとか。技術者も同様に面積以上の実績を有する人をつけてくれるならとか。岡山市さんの簡易型ということで難しい。施工に対する課題にかかる技術的所見について提案したり、品質管理にも点数がある。提案をしてそれを審査してとなると難しいし時間もかかる。

・事前に審査していただく必要があります。設計書が出来上がって説明に何う段取りをしてとなりますので、特別簡易型でも半月から 1 月くらいの時間は必要かと。

・時間的に厳しかったので、設計担当をつつきながらいつ出せると。

・総合評価で加点というのはありますし、これまでもしてきました。

・今回は議会でも、いかに市内業者に仕事をしてもらうのかというのがありました。総合評価で加点というのは、結果として JV が市外業者ばかりということもあります。それと市内業者が少ないこともあり、いかに市内業者と組んでもらうかを考えまして、入札前に組むと数が限られるから入札後に組んでもらう方式にしました。やりたいと名乗りをあげる市内業者はやれる力はあるだ

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市内業者の参加の制限はないのか。 ・条件は厳しくない。 ・市内の者を入れておいて、JV組んでも稼働せず、実際はあまり仕事につけないようなことはないのか。 ・最低の出資率が20%とあるが、この市内部分を上げたりということはできなかったのか。 ・30%にするのは難しいのか。 ・会社の規模的には難しいのか。 ・会社の名前をみても一番下ですね。 ・後にJVを組む方式であったとしても、代表者は構成員としてこの者と組むという申請をするのか。 ・代表者は代表者として出す。構成員は構成員として出すと。構成員をつれてくるわけではないですね。 ・高い金額なので、建築費が上がったとなった際に、総社市からは業者で負担してとなっているのか。 ・インフレくらいになったら。 ・代表者の資格のところで、岡山県内に本社もしくは本店を有する者又は岡山県内に本社もしくは本店を有する者であって、岡山県内に支社、または支店もしくは営業所を有する者とあるが、岡山県内に本社又は本店を有する者でよいのでは | <p>ろうと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札の参加資格申請書を提出済みであるとか、経営事項審査の点数や公共工事の実績は必要ですが、最低限にしました。 ・まったく公共実績がない者は駄目です。 ・大手業者から聞いた話では古くにはあったようですが、今はそういうところも厳しくなっているので組んだからには仕事をしてもらわないといけないと。 ・そこも2者市内業者になってくれないかとか、20%でなく20%以上になってくれないかという思いはありましたが、結果としていずれのJVも20%でした。 ・3者のJVなので、構成員の2番目に入ってくれば30%ということもあったかもしれません。 ・いずれの工事も規模的には一番下です。 ・経営事項審査の点数や売り上げ高も一番下です。 ・代表者になりたい方は代表者としての申請を、構成員になりたい方は構成員として申請をします。代表者が決まったら構成員のリストから選んでいただくという方式です。 ・代表者で申請する者に言われて構成員として出しますと言われた者もいました。代表者の数と構成員の数があわないので全てがそうではないと思っています。ある程度はあったのかなど。代表者としては組みたい、組みやすい者があるでしょうから。 ・契約書に物価上昇はインフレスライドの条項があります。 ・結構あがっているものはあると聞いています。 ・ややこしい書き方になっています。岡山県内に本社があり、総社市の登録的には岡山支店という者がありましたので、念のため回りくどく記載しております。 |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>ないか。文書の書き方としていいのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京が本社の者でも支店が総社市内になれば①は満たすと。実働がないような支社でもいいのか。 ・分離発注とした場合、各工事の取り合わせはこの者が統括をするのか。 ・それは設計図書どおりしてるかの監理。通常ゼネコンは電気や設備の下請けをかかえているので、悪いところがあれば一括して責任をとっている。その部分はこの者がするのか。 ・工事監理は設計通り工事が施工されているのかを監理することで、工事管理とは別。建築工事、設備工事、機械工事を通じた工事進行の日程管理や相互調整を誰がするのか。業務が重なっていないかとかそういう統括は。 ・その取り決めはあるのか。契約上に建築工事をする者が管理すると。 ・最後に建築が遅れて、竣工予定日が決まっているから、建築、設備、機械工事の相互調整をとって最後の詰めが大変かと思うが ・そこは重要なので気を付けてほしい。 <p>○総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事監理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免震というのはどのように揺れるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・そうです。建設業の許可があればいいです。実働は確認します。 ・工事監理は別に発注しています。 ・設計図書に工事区分表があるので、この部分は建築工事、この部分は電気工事と。境目が出てきたら文書で分かるようにしているが、委員が言われるとおりに実際の現場では細かい部分が出てくる。各社の協議で工事監理事務所がはいって調整かと。 ・実態として建築が頭をはるので建築主導かと。 ・書き物としてはありません。 ・設備工事が後から追ってくるので、そういう話はよくあると聞きます。 ・工事監理については、設計者の意図伝達業務と図面通りできているか確認する監理業務とあるが、理由を記載しているとおりに当初の設計業務をした者に委託しています。本来は別けたほうがいいが、プロポーザルで決定していること、ワークショップや市内外へのヒアリングをしており、市側の負担の軽減にもつながります。別に意図伝達業務を発注すると4000万くらい別に費用が発生することから総合的に判断し随意契約としました。 ・今回は基礎免震であり、イメージ的には平行に減衰性が高いのでゆっくりと横に揺れます。地震があつたとしても地震力を吸収できて建物内の調度品が倒れたり損傷したりは、耐震、静震、免震と3つあるが、防災拠点となるような建物は免震を採用しているものが多い。大きな病院など。費用は高くなるが採用している。 |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>・同じ方にしてもらおうとして、客観的にできているかをどのように担保するのか。</p> <p>・プロポーザルで決定した、独自のものというのが大きいか。一番の理由は何か。</p> | <p>・それを第三者にとというのは難しいので、担当者以外に照査技術者をつけてもらったので、照査技術者が行います。</p> <p>・通常の建物と違い意匠性のももある。一般的な学校とかでなく特殊な免震建築であり、構造的にも技術的にも難しいものであるので、当初の設計者と随意契約することが適切と判断した。</p> |
|--|---|

(審議結果)

参考見積を徴する相手について、「雪舟くん」の案件では前回落札した者から徴しているので相手として妥当と思うが、「まちかど郷土館のカーテン」の案件では参考見積を徴する相手が適切だったのでしょうか。自分のお金を使う時はもっと考えるはず。参考見積をただもらっているだけになっていないか、今一度確認していただきたい。

(事務局)

参考見積を徴する際の注意事項の通知があるので改めて周知します。また、参考見積の金額についても、その後検証するなど対応を考えます。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回定例会ですが、10月4日(水)午後2時から各委員の日程確保をお願いいたします。

次回の選定の当番は山田委員になりますので、よろしく申し上げます。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして令和5年度第1回の委員会を終了します。